

「健康投資の見える化」検討委員会 設置要綱

令和元年9月27日
経済産業省 商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課

1. 目的

従業員の健康・保持増進を経営戦略としてとらえる「健康経営」は近年大企業だけでなく地方の中小企業にも広く普及してきている。今後も更に普及拡大し、質を向上させていくためには、健康経営が民間主導の取組として自走していく必要がある。

本委員会では、健康経営が今後中長期的にどのように広がっていくべきかを検討するとともに、企業が自社の健康経営の取組を評価・分析し、その結果を社外開示できるよう、企業の健康投資の金額（量）や内容（質）を「見える化」するための「健康投資管理会計ガイドライン」の作成の検討、企業の健康投資をより促進するためのインセンティブ措置の検討等を行う。

本委員会は、次世代ヘルスケア産業協議会・健康投資WGの下に位置づけ、経済産業省「令和元年度健康寿命延伸産業創出推進事業（健康経営普及推進及び生涯現役社会に向けた事業環境整備等事業）」事業の一環として運営する。

2. 検討内容

- 1 企業の健康投資の金額や内容を「見える化」するために必要な取組
- 2 企業の健康投資をより促進するためのインセンティブ措置

3. 構成員

本委員会は、別途委員等名簿に掲げる者により構成する。なお、出席が困難な場合には、代理の出席を認めることができる。

4. 運営

- 1 委員会は原則として公開とする。ただし、個社の機密情報を取り扱う場合には非公開にすることとする。
- 2 委員会の資料及び議事要旨は原則として公表する。ただし、委員会の委員長が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を公開しないものとする。
- 3 委員会においては、事務局の判断により、委員・専門委員以外の有識者等に出席を求め、説明及び意見の聴取を行うことができる。
- 4 上記のほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会にて定める。

5. 事務局

経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課
（委託先）株式会社日本総合研究所